明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（内閣府六二～六五）　一
○適格消費者団体を公示する件（消費者庁一）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務四、五）　二
○日本国に帰化を許可する件（同六）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の口上書の交換に関する件（外務八）　三
○食糧援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同九）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働二）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（同三）　三
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一四、一五）　四
○保安林の指定をする件（同一六～二九）　四
○保安林の指定を解除する件（同三〇～三二）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同三三、三四）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一〇）　七
○運輸審議会から答申があった件（同一一）　七
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同一二）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一三）　八
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（同一四）　八

〔国会事項〕

内閣　財務省

〔人事異動〕

内閣　財務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

土地家屋調査士試験合格者（法務省）　八
平成二十九年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行（国土交通省土地鑑定委員会）　八

〔公告〕

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　九

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他

告示

○内閣府告示第六十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百三十六号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年十二月十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業及び特定実験試験局制度に関する特例事業

○内閣府告示第六十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百二十九号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年十二月十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三